

業 務 仕 様 書

1. 業務の名称

浜松市細江介護予防センター定期清掃業務

2. 業務の場所

浜松市北区細江町気賀4581番地

3. 業務の期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

ただし、12月29日から1月3日、祝日を除く。

4. 業務の内容

別紙「業務明細書」による。

5. 業務完了報告書の提出

別紙「業務明細書」による一定の業務を完了した時は、業務完了報告書を北区長寿保険課に提出すること。

6. 業務責任者の届出

(1) 業務を実施するにあたり、北区長寿保険課へ業務責任者を届出する。

(2) 業務責任者は、全ての従事者の指揮・管理をし、業務の監理を行う。

7. 関係法令の遵守

業務の施行にあたっては、関連する法令を遵守すること。

9. 損害の負担

業務に関連し、自己の責任において発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）については、補償・負担すること。

10. 事業従事者の心得

業務に従事する者は、次の事項に充分留意すること。

(1) 業務の処理上知り得た秘密は、他人に漏らしてはならない。

(2) 業務責任者は施設管理担当者の指示があった時は、速やかにその指示に従うこと。

(3) 異常に気付いた場合には、直ちに北区長寿保険課へ通報すること。

(4) 業務中は、その所属する会社等の指定する制服・名札を着用すること。

業 務 明 細 書

1. 業務の目的

「清掃に関する法律」及びその他関係法令に基づき、建物及びその周辺の衛生的環境等を良好に維持することを目的とし、常に清潔な状態を保つように努めること。

2. 業務の内容

受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施すること。

(1) 定期清掃

①施設掃除 年2回実施（9月、3月）

- ・床面洗浄ワックス塗布（テラスは含まない）

フローリング床については、木床専用樹脂ワックスを使用すること。

なお、「定期清掃仕様書」のとおりとする。

②カーペットクリーニング 年2回（9月、3月）

(2) 衛生害虫駆除 全域 年2回実施（6月、12月）

チカイエカ・チョウバエ、ゴキブリ、ネズミ

なお、「衛生害虫駆除仕様書」のとおりとする。

3. 一般的注意事項

(1) 常に状況を把握して清潔に保つこと。

(2) 業務の円滑な遂行を図るため、主任者を定め作業員の指揮監督にあたらせること。

4. 諸材料

(1) 業務上必要な器具、材料、要員等は、一切受託者において負担するものとする。

(2) 業務に使用する洗剤、剥離剤、ワックス等については、良質なものをを使用することとする。

(3) 業務上必要な用水、電力等は委託者において負担するものとする。

定期清掃仕様書

1. 長尺シート、Pタイル他

- ① 床面に希釈した洗剤（PH 9～11弱アルカリ洗剤）を塗布し、ポリッシャーにて洗剤して汚れを除去すること。
- ② その後、汚れをモップにて拭き取り、水拭きにて拭き上げ、乾燥後床材に適した高濃度樹脂ワックスを塗布（部分的に汚れやすい所は2～3回）し、仕上げとすること。

2. フローリング

- ① フローリング上のゴミ・ホコリ等を掃除機にて取り除くこと。
- ② 雑巾にフローリング用洗剤を含ませ、強く絞ってから拭き、水を含ませた強く絞った雑巾で洗剤を拭き取ること。
- ③ 床が乾いたらワックス（樹脂）を薄く、ムラ無く均一に塗布すること。

3. タイルカーペット

- ① 掃除機にて、乾燥した汚れを吸塵すること。
- ② スチーム洗浄する前に、部分汚れを落としやすくするため、前処理剤をスプレーヤーで散布すること。
- ③ スチームマシンで高温の洗浄液をハイプレッシャーポンプでパイルの奥深くまで吹き付け、同時に強力バキュームモーターで回収し、仕上げとすること。

4. ガラス

- ① スクイジーを使用して、ガラス洗浄をすること。
- ② 窓ふち部分の汚れを除去すること。
- ③ 窓わく等に汚れが残らないようにすること。

範 囲

室 名	面積 (㎡)	床 材
玄関・ホール・廊下	100.26	フローリング
事務室	87.98	ホモジニアスタイル
介護相談室	19.89	フローリング
地域交流室	19.75	フローリング
生きがいダイルーム	65.15	フローリング
生きがいダイルーム	65.15	タイルカーペット
シニアプラザ	46.48	フローリング
展示コーナー	16.00	フローリング
更衣・休憩室	16.82	長尺塩ビジート
調理配膳室	20.20	ビニル床シート
洗濯乾燥室	14.50	ビニル床シート
脱衣室	5.19	フローリング
ガラス清掃	96.60	

衛生害虫駆除仕様書

1. 業務の目的

浜松市細江介護予防センター内の衛生的環境を維持することを目的とし、衛生害虫の発生予防及び駆除に努めること。

2. 業務の内容 (541.13㎡)

- (1) 衛生害虫の環境調査・被害調査・生息調査等駆除作業に必要な調査を行うこと。
- (2) 調査に基づき、処理方法・使用薬剤の種類と量・使用機器・駆除点検月日及び作業手順の駆除計画を立てた上、作業を実施すること。
- (3) 駆除作業は、物理的処理及び化学的処理を有効かつ安全に行うこと。
- (4) 事後処理は、次により必要に応じて行うこと。
 - ア 効果測定の結果が不十分な場合は再処理をする
 - イ 死虫及び薬剤の回収を行う
 - ウ 片付け・殺菌消毒及び脱臭等を行う
- (5) 作業後（約14日以内）効果の追跡調査をすること。
- (6) 作業時間は、原則として職員の勤務時間外とすること。

3. 関係法令の遵守

業務の内容にあたっては、関連する法令を遵守すること。

4. 疑問点の処理

業務の実施にあたって疑問が生じたときは、必ず委託者の指示を受けて処理すること。

5. その他

この仕様書に定めていない事項については、委託者の指示を受けること。